





2. 企業と人権をめぐる国際動向

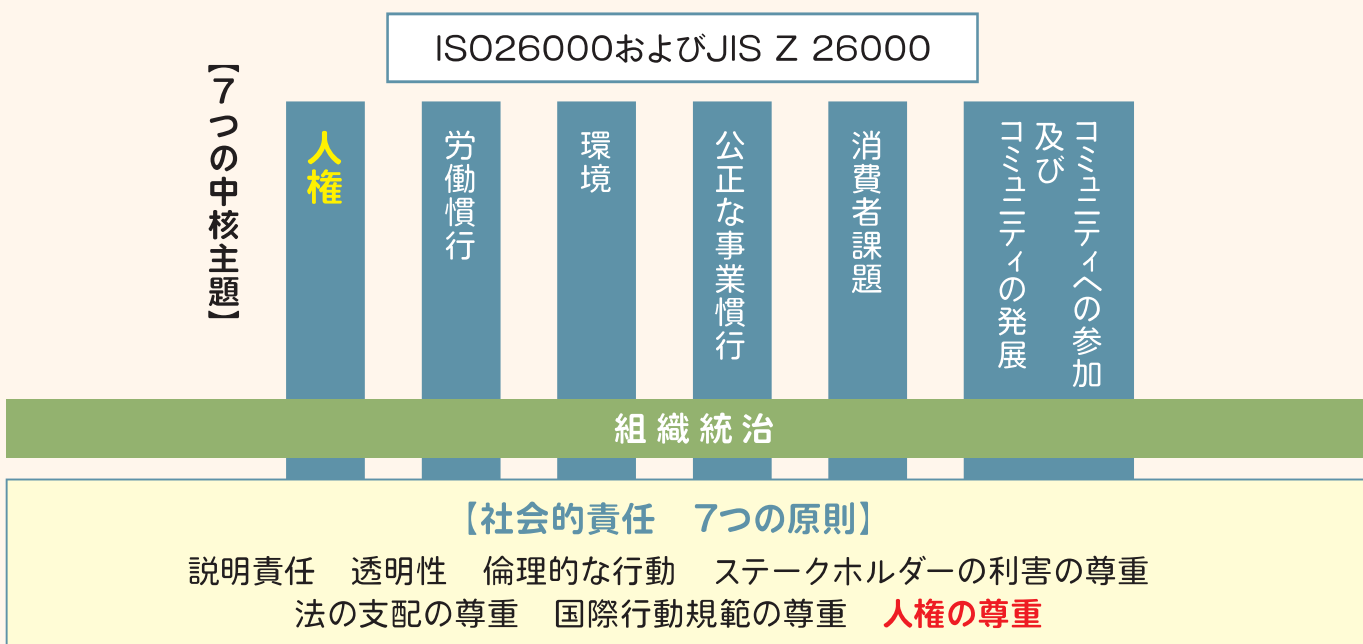
1992(平成4)年のリオ地球サミットにおいて環境問題が顕在化し、その中で「持続可能性」が議論されました。1996(平成8)年には環境マネジメントシステムISO※114001が発行され、従来型の公害対策から「環境経営」に転換しました。さらに1999(平成11)年の世界経済フォーラム(ダボス会議)にて、当時のコフィ・アナン国連事務総長が「国連グローバル・コンパクト」において人権・労働・環境・腐敗防止の10原則を提唱しました。

国連グローバル・コンパクト	人権		原則 1 人権保護の支持と尊重 原則 2 人権侵害への非加担
	労働		原則 3 結社の自由と団体交渉権の承認 原則 4 強制労働の撤廃 原則 5 児童労働の実効的な廃止 原則 6 雇用と職業の差別撤廃
	環境		原則 7 環境課題の予防的アプローチ 原則 8 環境に対する責任のイニシアティブ 原則 9 環境にやさしい技術の開発と普及
	腐敗防止		原則10 強要や贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗防止の取組

詳しくは、グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン⇒<https://www.ungcjin.org/index.html>

2003(平成15)年には国連人権促進保護小委員会において、「人権に関する多国籍企業及びその他の企業の責任規範」が提言されています。ここには市場のグローバル化、IT化の進展で多国籍企業の事業展開に伴う世界的な格差拡大や雇用・労働における人権問題などに対する懸念が提起されています。

また、ISOでは2010(平成22)年に組織の社会的責任に関する国際規格、ISO26000を発行しました。企業をはじめあらゆる組織が持続可能な発展に貢献するための手引き・指針として、第三者認証の必要のないガイドランス規格になっています。この規格で掲げる「7つの原則」に基づき「7つの中核主題」に取り組むことが求められています。なお、2012(平成24)年にISO26000がJIS(日本工業規格)化され、JIS Z 26000が制定されました。



※1 [ISO] 国際標準化機構。品質管理に関するISO9000シリーズや環境に関するISO14000シリーズなど、各種規格の標準化を行う国際機関。